

# 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) への対応 (2020年6月29日)

A.I.Tax and Legal Advisors Co., Ltd.

## 外国人のタイへの入国（6/29 CCSA承認）

- 3月24日付「仏暦2548年非常事態における統治に関する勅令」（非常事態令）第9条に基づく決定事項（第1号）の**第3項（5）「タイ国籍を有していないが労働許可証を有する者、もしくはタイ当局からタイ国内で働くことを認められた者」**に加えて入国が許可される予定の下記**6グループ**
  - ①労働許可証を有する者またはタイ国内で働くことを認められた者の配偶者及び子女
  - ②タイ国籍を有していないがタイ国内に居住する者
  - ③タイ国籍者との法律上の外国籍を有する配偶者及び子女
  - ④タイ国籍を有していないがタイ国内の病院で治療を受ける必要のある者とその付き添い者
  - ⑤外国籍の生徒・学生及びこれらの保護者
  - ⑥タイ国籍を有していないがターゲット国とのSpecial Arrangementに従いタイ国内への入国が許可された者

## Special Arrangementについて

- Special Arrangementの対象者は、①ビジネスパーソン、及び技術専門家グループ、②14日間滞在する代替隔離施設（ASQ）のキャパシティ（600人）に見合う割当て（1日200人）
- Special Arrangementの対象国・地域は、①タイと経済的に重要な国、②感染者対策がタイに近い国、③保健システムが効率的な国、③合意締結に関心のある国、すなわち、**日本、韓国、シンガポール、中国、香港**。
- Normal Track（通常）とFast Track（短期・緊急滞在の特別措置）があります。
- Normal Track: タイ国内で長期で就労及び居住する場合、すなわち第3項（5）「タイ国籍を有していないが労働許可証を有する者、もしくはタイ当局からタイ国内で働くことを認められた者」及びターゲット国の有国籍者で割当て内に含まれる者。14日間代替隔離施設(ASQ)での検疫（自己負担）
- Fast Track：14日未満の短期滞在をするために入国するタイの経済に重要なビジネスパーソン及び専門家。検疫期間の短縮。Special Arrangementのある国からの入国。タイへの出国前と入国時の2回検査で陰性、アプリの使用、明確な行程を有する等Normal Trackより厳しい条件がある。

## 第3項（5）「労働許可証を有する者，もしくはタイ当局からタイ国内で働くことを認められた者」の入国方針

1. 労働許可証、労働省のトートー3、BOI許可証\*所持者は外務省本省ではなく大使館・領事館で証明書を受領\*\*
2. 労働省、BOIがタイ入国許可の発行\*\*\*
3. 民間航空局(CCSA)の許可により貨物便または在外タイ人救援便の利用による当該外国人の入国が可能
4. 当該外国人の配偶者・子女の入国も可能

\* スマートビザと思われます

\*\* 在ニューデリータイ大使館のホームページによるとCertificate of Entry(COE) という証明書をビザとは別に申請してタイ渡航前に発行してもらう必要があります。また、Fly To Fit健康診断書、COVID-19治療を含む10万米ドルの医療保険証も必要です。なお、在東京タイ大使館のホームページではまだ発表がありません。

\*\*\* 上記COE申請書類に記載がありますが詳細は確認中です